第１３７号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年９月２０日

提出者　足立区長　　近　藤　弥　生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

第１条　足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成２７年足立区条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第５条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

付則第９条及び第１０条中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第２条　足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第１項本文中「以下同じ。」を削り、「２人目の子ども」を「２人目以降の子ども」に、「別表第１から別表第４までに定める額に０．５を乗じて得た額」を「０円」に改め、同項ただし書及び同条第２項を削る。

付　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年１０月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（提案理由）

保育料を無償とする範囲を拡大するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。